１　新リース会計基準に対応する改正

(1) リースに関する会計基準の公表

令和6年9月に企業会計基準委員会より新リース会計基準が公表されました(※)。旧リース会計基準からの見直しの内容は以下のとおりです。

1　借手については、これまでのオペレーティング・リース(賃貸借取引に準じた会計処理)とファイナンス・リース(売買取引に準じた会計処理)の区分を廃止し、使用権資産とリース負債を計上する単一の会計モデルを採用することとされました。

2　貸手については、引き続きオペレーティング・リースとファイナンス・リースを区分することとし、その区分に応じた処理を行うこととされました。なお、ファイナンス・リースの場合の会計処理のうち、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法(第2法)による会計処理は、収益認識会計基準において割賦基準が認められなくなったことを踏まえて、廃止することとされました。

3　新リース会計基準は、令和9年4月1日以後に開始する事業年度の期首から適用することとされていますが、令和7年4月1日以後に開始する事業年度の期首からの早期適用も認めることとされました。

[会計基準の見直しの概要]

<table>
<tr><th rowspan="2">リースの区分</th><th colspan="2">借　手</th><th colspan="2">貸　手</th></tr>
<tr><th>旧リース会計基準</th><th>新リース会計基準</th><th>旧リース会計基準</th><th>新リース会計基準</th></tr>
<tr><td>ファイナンス・リース</td><td>売買取引に準じた会計処理</td><td rowspan="2">原則、全てのリース取引について、使用権資産及びリース負債を計上</td><td colspan="2">売買取引に準じた会計処理</td></tr>
<tr><td>オペレーティング・リース</td><td>賃貸借取引に準じた会計処理</td><td colspan="2">賃貸借取引に準じた会計処理</td></tr>
</table>

割賦基準の廃止

※　監査対象法人以外の法人(中小企業など)については、引き続き中小企業の会計に関する指針又は中小企業の会計に関する基本要領に則った会計処理も可能とされています。

⑵ 借手の処理（オペレーティング・リース取引に係る賃貸借取引）の見直し

法人がオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、引き続き賃貸借取引として支払賃借料を損金の額に算入することとされました。具体的には、オペレーティング・リース取引に係る契約をした事業年度以後の各事業年度においてその契約に基づきその法人が支払うこととされている金額（※1）がある場合には、その支払うこととされている金額のうち債務の確定した部分の金額をその各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされました（法53）（※2）。

また、ファイナンス・リース取引については、基本的には従前どおりの取扱いとなりますが、所有権移転外リース取引に係るリース資産の償却方法（リース期間定額法）につき所要の改正が行われました（次ページ参照）。

［借手の取扱い］

会計上の取扱い		税務上の取扱い	
リースの区分	新リース会計基準への変更に伴う見直しの概要	改正前	改正後
所有権移転ファイナンス・リース	・ リースの区分を廃止 ・ 原則、全てのリースにつき、貸借対照表に使用権資産及びリース負債を計上 ・ 使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を費用計上	リース資産の売買があったものとして、自己所有の減価償却資産と同じ償却方法により償却	
所有権移転外ファイナンス・リース		リース資産の売買があったものとして、リース期間定額法により償却（次ページ参照）	
オペレーティング・リース		会計処理に従い、賃貸借取引として処理（別段の定めなし）	**引き続き、賃貸借取引として支払賃借料の額を損金算入（法53）**

※1 その資産の賃借のために要する費用の額又はその資産を事業の用に供するために直接要する費用の額を含むものとし、原価の額並びに固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額及び繰延資産となる費用の額を除きます（法53①）。

※2 令和7年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用されます（改正法附則14）。

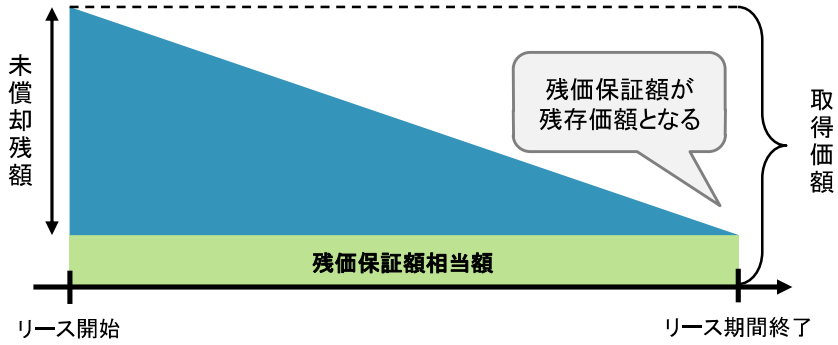
⑶ 借手の処理（リース期間定額法）の見直し

令和９年４月１日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却（リース期間定額法）については、そのリース資産の取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に１円（備忘価額）まで償却できることとされました（法令48の２①六・④、61①二イ・ハ）。
また、リース期間定額法の見直しに伴い、所要の経過措置が講じられました（次ページ参照）。

［リース期間定額法のイメージ図］

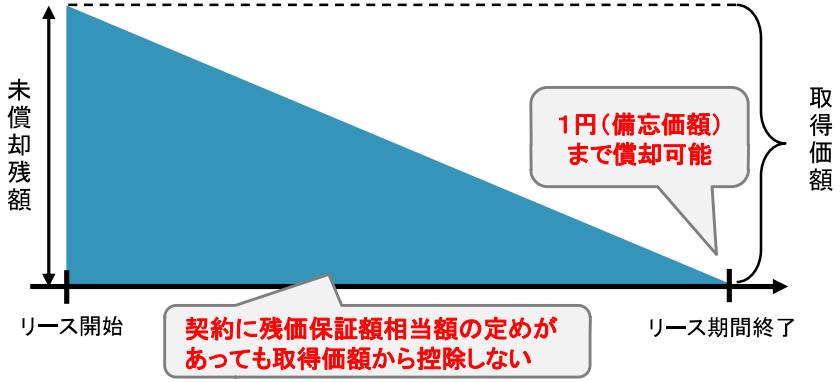
改正前

＜計算式＞
償却限度額 ＝（リース資産の取得価額－残価保証額）× 当期におけるリース期間の月数 ／ リース期間の月数



改正後

＜計算式＞
償却限度額 ＝ リース資産の取得価額 × 当期におけるリース期間の月数 ／ リース期間の月数



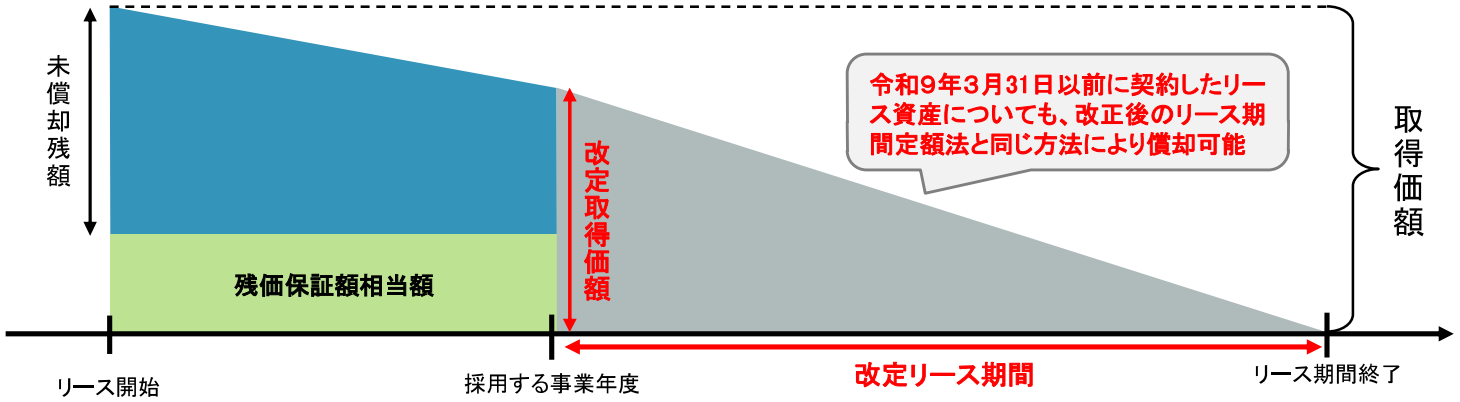
⑷ リース期間定額法の見直しに伴う経過措置

リース期間定額法の見直しに伴い、経過リース資産（※1）については、その経過リース資産を有する法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度において、リース期間定額法に代えて経過リース期間定額法（※2）を選定することができる経過措置が講じられました（改正法令附則7②）。

ただし、この経過措置の適用を受けようとする法人が、経過リース期間定額法を採用しようとする事業年度において有する経過リース資産のいずれかについて経過リース期間定額法を選定しない場合には、この経過措置の適用を受けることはできません（改正法令附則7②）。

また、この経過措置の適用を受けようとする法人は、経過リース期間定額法を採用しようとする事業年度（令和9年3月31日後最初に開始する事業年度以前の事業年度に限ります。）に係る確定申告書の提出期限までに、一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（改正法令附則7③、改正法規附則2）。

［経過リース期間定額法のイメージ図］



※1　経過リース資産とは、リース資産のうちそのリース資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和9年3月31日以前に締結されたもの（その取得価額に残価保証額に相当する金額が含まれているものに限ります。）をいいます（改正法令附則7②）。

※2　経過リース期間定額法とは、経過リース資産の改定取得価額（※3）を改定リース期間（※4）の月数で除して計算した金額にその事業年度におけるその改定リース期間の月数を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいいます（改正法令附則7②）。

※3　改定取得価額とは、経過措置の適用を受ける経過リース資産のその適用を受ける最初の事業年度開始の時（その経過リース資産がその最初の事業年度開始の時後に事業の用に供したものである場合には、その事業の用に供した時）における取得価額（その最初の事業年度の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額で損金の額に算入された金額がある場合には、その金額を控除した金額）をいいます（改正法令附則7④）。

※4　改定リース期間とは、経過措置の適用を受ける経過リース資産のリース期間のうちその適用を受ける最初の事業年度開始の日以後の期間をいいます（改正法令附則7④）。

⑸ 貸手の処理（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例）の見直し

新リース会計基準において割賦基準（第２法）が認められなくなったことを踏まえ、法人税法上のリース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（延払基準の特例）は、廃止されました（旧法63、旧法令124～128）。

なお、延払基準の特例の廃止後においても、新リース会計基準において引き続き認められる第１法及び第３法により経理された収益及び費用の額は、益金の額及び損金の額に算入されます（法22、22の２）。

また、延払基準の特例の廃止に伴い、所要の経過措置が講じられました（次ページ参照）。

［貸手の取扱い］

		会計基準	税務上の取扱い（適用条文）
第１法	改正前	リース取引開始日に売上高（リース料総額）と売上原価（現金購入価額）を計上し、その差額を利息相当額（各期末後に対応する額は繰延べ）として処理する方法	会計上経理した金額を益金及び損金算入（旧法63）
	改正後	リース取引開始日に売上高（リース料から利息相当額を控除した額）と売上原価（帳簿価額）を計上し、各期の受取リース料のうち利息相当額を各期の損益として処理する方法	会計上経理した金額を益金及び損金算入（法22、22の２）
第２法	改正前	受取リース料を各期において売上高として計上し、その金額から各期に配分された利息相当額を差し引いた額を売上原価として処理する方法	会計上経理した金額を益金及び損金算入（旧法63）
	改正後	廃止	適用なし
第３法	改正前	各期の受取リース料を利息相当額と元本回収とに区分し、利息相当額を各期の損益として処理する方法	会計上経理した金額を益金及び損金算入（旧法63）
	改正後	継続	会計上経理した金額を益金及び損金算入（法22、22の２）

⑹ 延払基準の特例の廃止に伴う経過措置

延払基準の特例の廃止に伴い、以下の経過措置が講じられました。

1　令和7年4月1日前にリース譲渡を行ったことがある法人の同日以後に開始する事業年度（経過措置事業年度）の旧リース譲渡（※1）については、引き続き、延払基準の方法により益金の額又は損金の額に算入できることとされました（改正法附則17②）。

2　旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額が次の場合に該当する場合には、それぞれ次の事業年度（基準事業年度）において未計上収益額及び未計上費用額（※2）を益金の額及び損金の額に算入することとされました（改正法附則17③一・二）。

⑴　その旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額につき令和9年3月31日以前に開始した経過措置事業年度の確定した決算において延払基準の方法により経理しなかった場合

その経理しなかった決算に係る事業年度

⑵　その旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額のうち、令和9年3月31日以前に開始した各事業年度の益金の額及び損金の額に算入されなかったものがある場合

同日後最初に開始する事業年度

3　上記2⑵の場合において、令和9年3月31日後最初に開始する経過措置事業年度の確定した決算において延払基準の方法（その経過措置事業年度以後の各事業年度において旧リース譲渡の対価の額のうちに含まれる利息相当額のみをその各事業年度の収益の額とする方法に限ります。）により経理したときは、上記2にかかわらず、引き続き、延払基準の方法により益金の額又は損金の額に算入することとされています（改正法附則17③二ロ）。

4　上記2により旧リース譲渡に係る未計上収益額及び未計上費用額を一括計上する場合において、その未計上収益額がその未計上費用額を超えるときは、上記2にかかわらず、基準事業年度以後の各事業年度において、未計上収益額及び未計上費用額を5年均等で益金の額及び損金の額に算入することができます（改正法附則17④）（※3）。

※1　旧リース譲渡とは、令和9年3月31日以前に開始した事業年度において行われたリース譲渡をいいます（改正法附則17②）。

※2　未計上収益額及び未計上費用額とは、旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額のうち、基準事業年度開始の日前に開始した各事業年度において益金の額及び損金の額にされていないものをいいます（改正法附則17③）。

※3　5年均等額での益金・損金算入は、基準事業年度の確定申告書等に益金・損金に算入される金額の申告の記載がある場合に限り、適用されます（改正法附則17⑤）。

(7) その他の改正

1　新リース会計基準において所有権移転外ファイナンス・リースの判定基準が見直されたことを踏まえ、税務上の所有権移転外リース取引の判定基準のうち「目的資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているものであること」について、「そのリース取引に係る賃借人に対しリース期間終了の時又はリース期間の中途において目的資産を買い取る権利が与えられており、かつ、その権利が目的資産を著しく有利な価額で買い取るものであることその他の事情によりその権利が行使されることが確実であると認められるものであること」に見直しが行われました（法令48の2⑤五ロ）（※）。

2　新リース会計基準において重要性の乏しいリースにつき、借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上できることとされたことを踏まえ、リース資産の賃借費用の額のうち賃借料以外の費目で損金経理をした金額についても「償却費として損金経理をした金額」に含まれることとされました（法令131の2③）。

※　令和7年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約について適用されます（改正法令附則7①）。